

愛知県石油コンビナート等防災本部運営要綱（抜粋）

（本部長代理）

第 2 条 本部長に事故があったときは、知事の職務代理者の順序に関する規則（昭和 23 年規則第 74 号）第 1 条に定める者がその職務を代理する。

（会 議）

第 5 条 防災本部は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。
- 3 防災本部は、本部員の総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 4 防災本部の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合は、この限りではない。

（専決処分）

第 7 条 緊急を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、本部長は防災本部が処理すべき事項について、専決することができる。

- 2 本部長は、防災本部が処理すべき事項のうち、次に定める事項について専決することができる。
 - ① 愛知県石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に定める事項について、当該計画事項の趣旨に変更を生じない範囲において、幹事会の承認を得た場合の当該事項に係る防災計画の修正に関すること。
 - ② 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）、その他防災に関する法令等並びにこれらの法令等の規定により定められた計画（以下「関係法令等」という。）の改正により、防災計画がこれらの関係法令等の規定に抵触することとなった場合の暫定措置に関すること。
 - ③ その他あらかじめ防災本部に諮って承認を得た軽易な事項に関すること。
- 3 前 2 項の規定による専決処分を行ったときは、本部長は次の会議において報告しなければならない。